

令和2年度 社会福祉法人和歌山県福祉事業団事業実施報告

はじめに

社会福祉法人和歌山県福祉事業団は、昭和40年に設立され、平成18年3月まで管理委託制度の下、県立施設の運営を県の委託により行ってきました。

平成18年4月1日からは、指定管理者制度により県から非公募による指定管理者として、県立入所施設の運営を行うとともに、施設入所利用者の地域移行、また、在宅障害児者・家族の方々への相談支援等の在宅福祉サービスの展開を図ってきました。

そして平成23年からは、県より県立入所施設（8施設）の土地の無償貸与、建物の譲渡がなされ、念願であった自主運営の道を歩み始めました。

平成24年度以降は、法人の運営方針に則り、多岐多様な福祉サービスにより、利用児者の方々の「思い・願い」を大切に、総合的に提供されるよう創意工夫すること、個人の尊厳を遵守しつつ、個々に応じた主体的な生活を営む為の支援をすること、そして事業所ならびに核となる本部が緊密に連携して、多くの利用児者、家族の方々の福祉ニーズに合ったサービスを企画・立案するなど、実践と検証を進めて参りました。

令和2年度は新型コロナウイルスの予防対策の徹底を図り、各事業を実施しました。

以下より、令和2年度の特徴的な事業を報告します。

1. 事業実施報告について

(1) 障害児者福祉分野

- 各障害児者入所施設から5名の方が令和2年度中に地域移行をされています。内訳は、障害者支援施設においては、由良みのり園1名（自宅復帰）、由良あかつき園1名（自宅復帰）。障害児入所施設においては、有功ヶ丘学園2名（グループホーム1名、自宅復帰1名）、南紀あけぼの園（児童）1名（グループホーム）です。

- 令和元年より、これまでの通所事業所と共同生活援助事業所（グループホーム）の事業所運営のあり方を改め、通所事業所と共同生活援助事業所が連携して一体的に事業運営を行えるように、各圏域に生活総合支援センターを設置し運営をしています。これにより、新型コロナウイルス蔓延にともなう緊急事態（通所事業所の一時閉鎖や利用制限）にも通所事業所とグループホームが連携を図り対応できています。
- 令和2年4月1日、日高郡由良町にある障害者支援施設由良みのり園の新棟建物が完成し開所しました。総事業費は約600,000,000円。新定員は日中が生活介護60名、就労移行支援6名、自立訓練10名、入所が施設入所40名、短期入所10名です。これまでの2人～3人部屋から全室個室部屋となり利用者のプライバシーが守られています。
- 由良みのり園の新棟建設に伴い、由良あかつき園が4棟体制から3棟体制へ移行することになり、老朽化が著しかったD棟が令和2年3月31日をもって廃止となりました。令和2年度より、新定員は日中が生活介護120名、入所が施設入所120名、短期入所10名です。
- 新型コロナウイルス感染予防に関する多床室の個室化を目的とした令和2年度和歌山県社会福祉施設等施設整備補助金（補正予算）により、牟婁あゆみ園の居室を一部個室化に改修を行いました。総事業費は64,732,000円、うち補助金は45,327,000円です。
- 津波浸水地域からの移転を計画していた多機能型事業所あかりの施設整備費補助金の交付が決定し、令和3年3月に建物が完成しました。総事業費は、257,760,000円。うち、補助金は173,700,000円です。実施事業は生活介護（定員20名）・就労継続支援B型（定員15名）。これまでの、製菓、製麺、内職に加え、飲食店舗（うどん店）を行う予定です。

（2）高齢者福祉分野

- 老朽化に伴い新築移転を計画している「特別養護老人ホーム南風園」及び「養護老人ホーム白寿荘」の移転予定地を確保し造成工事を行いました。また、移転に向け、海南市と協議を継続して行いました。

（3）児童福祉分野

- 国は、社会的養護（保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護すること）を進めており、児童養護施設については、小規模多機能化・地域分散化を今後求められていることから、「ひまわり寮」の今後の在り方について検討を行いました。方向性については今後、確定を行っていきます。

（4）新型コロナウイルス感染予防対策

- 新型コロナウイルス蔓延に伴い、国、県の指針のもと、各事業を実施しました。南紀医療福祉センターで、職員2名、利用者1名が感染しましたが、その他、クラスター等も発生していません。

2. 社会福祉法人の業務の適正を確保するための体制の整備について

社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、令和2年度に係る標記の件について以下のとおり報告します。

- 理事会の決議があったものとみなされた令和3年2月18日に、「内部管理体制の基本方針」に係る関連規程である、「『文書管理規程』、『処務規則』、『経営5ヶ年計画』、『職員倫理綱領』」を改正しました。

（「内部管理体制の基本方針」1の（1）、3の（3）、3の（4）及び4の（1）関係）

- ※ 「内部管理体制の基本方針」に係る以下の規程等のうち、「内部管理体制の基本方針」の内容に係る一部改正若しくは制定を理事会にて行った場合は、社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号の規定に基づき、当該理事会を含む会計年度の事業報告に、その旨盛り込むこととします。

ア 文書等管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	1の（1）関係》
イ リスク管理規程	《「内部管理体制の基本方針」	2の（1）関係》
ウ 処務規則	《「内部管理体制の基本方針」	3の（3）関係》
エ 経営5ヶ年計画	《「内部管理体制の基本方針」	3の（4）関係》
オ 福祉サービスにかかる支援の基本構想	《「内部管理体制の基本方針」	3の（4）関係》
カ 職員倫理綱領	《「内部管理体制の基本方針」	4の（1）関係》
キ 職員行動規範	《「内部管理体制の基本方針」	4の（1）関係》
ク 内部通報制度に関する規程	《「内部管理体制の基本方針」	9の（1）関係》